

川崎市学校運営協議会委員の委嘱について

1 川崎市立荔宿小学校運営協議会委員の委嘱について

別紙「荔宿小学校学校運営協議会委員候補者名簿」のとおり

(参考) 川崎市学校運営協議会設置校

() 内は現指定期間

川崎区	川崎市立川中島小学校	(H25. 4. 1～H28. 3. 31)
	川崎市立東小田小学校	(H25. 4. 1～H28. 3. 31)
幸 区	川崎市立南河原小学校	(H25. 4. 1～H28. 3. 31)
中原区	川崎市立上丸子小学校	(H25. 4. 1～H28. 3. 31)
	川崎市立荔宿小学校	(H27. 4. 1～H30. 3. 31)
高津区	川崎市立東橘中学校	(H25. 4. 1～H28. 3. 31)
宮前区	川崎市立土橋小学校	(H25. 4. 1～H28. 3. 31)
多摩区	川崎市立稻田中学校	(H27. 4. 1～H30. 3. 31)
	川崎市立中野島中学校	(H25. 4. 1～H28. 3. 31)
麻生区	川崎市立金程小学校	(H25. 4. 1～H28. 3. 31)

苅宿小学校学校運営協議会委員候補者名簿
 (委嘱・任命期間 平成27年7月11日～平成30年3月31日)

No.	氏 名	選 出 区 分
1	秋谷 義一	学識経験者
2	居城 武士	地域住民
3	横山 忠男	地域住民
4	高津 一誠	地域住民
5	福地 孝一	地域住民
6	橋本 伸子	保護者
7	小野 智司	PTA
8	熊崎 美喜	PTA
9	水越 真紀	PTA
10	石川奈緒美	校長
11	池端庄一郎	教職員(教頭)
12	金子 昌稔	教職員
13	神宮 祥恵	教職員
14	佐藤 俊明	教職員
15		
16		

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (抜粋)

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。
- (2) 教育委員会規則又は訓令の制定及び改廃並びに重要な通達を行うこと。
- (3) 教育予算その他教育事務で議会の議決を経るべき議案について、市長に対し意見の申出を行うこと。
- (4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
- (5) 研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (7) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。
- (8) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関すること。
- (9) 重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関すること。
- (10) 重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意見の申出を行うこと。
- (11) 重要な教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
- (12) 訴訟、不服申立てその他の争訟に関すること。
- (13) 通学区域の設定又は変更を行うこと。
- (14) 義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関すること。
- (15) 教科用図書の採択を行うこと。
- (16) 文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。
- (17) 重要な表彰に関すること。
- (18) 請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。
- (19) 公文書の開示請求等に関すること。

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができます。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市学校運営協議会運営要綱 (抜粋)

(委員の任命)

第5条 当該校の校長を除き、学校運営協議会委員の選出については次に掲げる者の中から、書類審査、面接、又は当該校からの聴き取りによって教育委員会が審査を行い任命する。

- (1) 当該校の近隣に所在する地域住民及び保護者については、学校運営協議会又は準備会の推薦を受けた者。
- (2) 当該校と関係を有する者については、学校運営協議会又は準備会の推薦を受けた者。
- (3) 学識経験者については当該校の校長の推薦を受けた者。
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者。

2 学校運営協議会委員候補者については、学校運営協議会設置の申請時に様式2により委員候補の一覧と承諾書を添付することとする。

3 学校運営協議会の委員の人数については16名以内とする。ただし、学識経験者については2名以下とする。

4 教育委員会関係者は、いかなる立場であっても学校運営協議会委員になることはできない。

5 学校運営協議会に顧問、協力委員等協力者をおくことができる。